

消費生活センターのコーナー

相談・法執行機能を併せ持つセンター・オブ・センターズ

群馬県消費生活センター

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

TEL：消費生活相談(9時-17時) 027-223-3001(月～金) 027-226-2266(土日)

ホームページ <http://www.pref.gunma.jp/index.html>

1 群馬県消費者行政推進本部

国では、昨年9月1日に、消費者行政の一元化を図るため、司令塔となる消費者庁とその監視役となる消費者委員会を創設しました。また、これに関連し、消費者事故等に関する情報の集約や消費者被害防止の措置などを定めた消費者安全法が制定されました。

群馬県では、こうした国の動きを受け、昨年9月14日、知事を本部長とした「群馬県消費者行政推進本部」を設置し、多くの部局にまたがって行われている消費者行政の連携を図り、県民生活に重大な影響を与える消費者問題について総合的に対処するとともに、消費者施策の調整を図り円滑な消費者行政を推進しています。

なお、本県の積極的な取り組みについては、国から高く評価されています。

2 群馬県消費生活相談員養成研修

消費者安全法により、都道府県には消費生活センターを設置する義務が、市町村には設置の努力義務が課せられました。また、消費生活センターには、専門知識を持つ相談員を配置し、相談業務に当たらせることが義務付けられました。

本県では、消費生活相談を担える人材が不足している現状を考慮し、昨年度から法で定められた資格を有する相談員を養成していま

す。昨年度は24名を養成し、この内15名が県内の消費生活センターに勤務しており、現在、県内の消費生活センターに勤務する相談員は47名となっています。なお、今年度は新たに20名程度を養成する予定です。

3 多重債務者対策

平成19年6月に行政、警察、弁護士会、司法書士会や多重債務者支援団体等で構成する「群馬県多重債務者対策協議会」を設置しました。協議会の取り組み方針に基づき、多重債務者無料相談会や生活建て直し相談会などを開催しています。

無料相談会では、借金返済に行き詰まった相談者の法律的な救済を図るほか、収入に見合った家計管理や心の健康問題に関する相談に応じており、今年度は15回開催する予定です。また、生活建て直し相談会では、家計の再構築方法について指導・助言を行っており、今年度は41回開催する予定です。